

定期積金規定

1. (取引時確認等)

(1) 定期積金口座の開設等に際しては法令で定める取引時確認を行います。

この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

2. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差出してください。

3. (掛金の領収)

掛金の領収には、当金庫所定の領収印を押捺または領収済の旨機械印字いたします。

4. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該払込み記載を取消したうえ、取引店（以下「当店」といいます。）で返却します。

5. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

6. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

7. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② この積金を第12条第1項により満期日前に解約するとき、及び同条第4項により解約するとき、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。
解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。

約定年利回り×60%（小数点第3位以下切捨て）この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

④ この計算の単位は100円とします。

8. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を当金庫所定の基準により満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

9. (満期日以後の利息)

満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第12条第4項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

11. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、積金契約者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握する必要があると認める場合は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払込み、払戻し等のこの定期積金規定(以下「本規定」といいます。)に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せず本邦に居住している積金契約者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出た場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は払込み、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払込み、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

12. (解約)

- (1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の手続きに加え、当該積金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者(本項において法人の場合は、その代表者及び実質的支配者等を含む。)に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ③ 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団

準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (5) 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この通帳とともに）当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (満期自動解約処理)

第12条第2項にかかわらず、この積金のうち通帳に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了しており、かつ、その他当金庫所定の要件を満たす場合には、次のとおり取扱います。

- ① 当該積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金（税引後）の全額について、指定の口座へ入金されるものとします。
- ② 第6条により満期日が繰延べされている場合であっても、当該積金は当初満期日に自動的に解約され、給付契約金（税引後）の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定の口座へ入金されるものとします。
- ③ 自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該積金の通帳は無効となります。

14. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
また、第1条第2項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。
これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合、または印章の紛失により改印する

場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (印鑑照合)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の電子装置に使用された印影（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法によりカード・暗証番号の確認を行い、払戻し、諸届の受付その他当金庫所定の手続きの取扱いをした場合、この取扱いにより生じた損害については、キャッシュカード規定によるものとします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金及び通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの。）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

す。

(3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (総合口座の取扱い)

この積金を総合口座に組入れしている期間は、この通帳を掛込帳として取扱います。組入れ後の取扱いは定期性総合口座取引規定によります。

20. (休眠預金等活用法に基づく異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本号において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

A. 公告の対象となる預金であるかの該当性

B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行（再発行を含む。）、記帳（窓口端末での記帳時に記帳する取引がない場合を除く。）があったこと

⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと

・別表に掲げる注意コードの設定・解除（別表は、本規定の巻末に記載しております。）

21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 第20条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。

ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次の日とします。
- ・預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）が到来したこと／当該末日

22. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。
- この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一都の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

23. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に積金契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
- ① 本規定の変更が、積金契約者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更

に係る事情に照らして合理的なものである場合

- (2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

24. (準拠法、裁判管轄)

この積金契約の準拠法は日本法とします。この積金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

北おおさか信用金庫
(2021年6月21日改定)

(別表)

休眠預金等活用法施行規則第4条第3項第3号について契約内容の変更の対象とする注意コード一覧

案内不要	通帳紛失	証書紛失
カード紛失	印鑑紛失	通帳盗難
証書盗難	本人カード盗難	印鑑盗難
代理人カード紛失	代理人カード盗難	再発行
第三者質権	一括贈与口座	前払金預託口座